

写

環管一351

平成27年6月3日

経済産業大臣 宮沢洋一様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称)鹿角上沼風力発電事業環境影響評価方法書
に対する意見について

電気事業法第46条の7第1項に規定する環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 設置する風力発電機の規模や基数等が確定していないことから、事業計画を具体化する過程における検討事項及び結果、その判断に至った経緯を詳細に準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

風力発電機を山の尾根上に配置する計画であることから、騒音及び超低周波音による影響については、地表面による音波の反射の影響や気象条件を勘案し、適切に予測及び評価を行うこと。

(2) 風車の影

対象事業実施区域周辺の住居等への風車の影による影響について、地形等により影響範囲の設定に不確実性が伴うことから、風車の影に関する諸外国を含む最新の知見を整理した上で、評価項目として選定することの可否を再検討すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、その判断に至った経緯を詳細に準備書に記載すること。

(3) 動物

東山鳥獣保護区の範囲に含まれる工事用道路については、拡幅等による土地の改変を可能なかぎり回避すること。

(4) 植物

ア 土地の改変による植物の生育環境への影響については、十分な現地調査等により植生図を作成した上で予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域内の工事用道路部周辺のケヤキ群落等は、急傾斜地における山地土砂災害防止機能や土壤保全機能等を有すると考えられることから、道路拡幅等の土地の改変に伴う伐採は可能なかぎり回避すること。

(5) 景観

施設の存在による景観への影響について、風力発電機と主要な眺望点、景観資源及び住居等との高低差を勘案して、水平視角に加えて垂直見込角等の変化の程度を十分に把握できる地点を再検討した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、対象事業実施区域内でボランティア団体が行っている植樹活動等を考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。

(7) その他

ア 対象事業実施区域周辺には花輪鉱山跡地が存在することから、表層の地質のみならず、地下の地質の状況についても十分に把握した上で、風力発電機の配置を検討すること。

イ 対象事業実施区域の周辺では、地下水を飲用に供している施設等が存在することから、地下水の利用状況を把握した上で、事業実施による地下水への影響を検討すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881